

改正案	現行
<p>(大臣官房の所掌事務)</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 機密に関する事。 二 総務省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。 三 大臣の官印及び省印の保管に関する事。 四 総務省の所掌事務に関する総合調整に関する事。 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。 六 法令案その他の公文書類の審査に関する事。 七 総務省の機構及び定員に関する事。 八 国会との連絡に関する事。 九 総務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。 十 総務省所管の国有財産及び物品の管理に関する事。 十一 総務省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。 十二 広報に関する事。 十三 総務省の保有する情報の公開に関する事。 十四 総務省の保有する個人情報情報の保護に関する事。 十五 総務省の行政の考査に関する事。 十六 交付税及び譲与税配付金特別会計の経理に関する事。 十七 東日本大震災復興特別会計の経理のうち総務省の所掌に係るものに関する事。 	<p>(大臣官房の所掌事務)</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 (同上) 二 (同上) 三 (同上) 四 (同上) 五 (同上) 六 (同上) 七 (同上) 八 (同上) 九 (同上) 十 (同上) 十一 (同上) 十二 (同上) 十三 (同上) 十四 (同上) 十五 (同上) 十六 (同上) 十七 (同上)

十八	東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち総務省の所掌に係るものに関する事。	十八	(同上)
十九	総務省の情報システムの整備及び管理に関する事。	十九	(同上)
二十	国立国会図書館支部総務省図書館に関する事。	二十	(同上)
二十一	総務省の所掌事務に関する政策の評価に関する事。	二十一	(同上)
二十二	公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。	二十二	(同上)
二十三	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第十四号)第三条第一項の規定による特別交付金に関する事。	二十三	(同上)
二十四	平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律(平成十二年法律第十四号)第九条第四項に規定する弔慰金等に関する事。	二十四	(同上)
二十五	旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関する事。	二十五	(同上)
二十六	一般戦災死没者(今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。第二十二条第十二号において同じ。)に対して追悼の意を表す事務に関する事(厚生労働省の所掌に属するものを除く)。	二十六	(同上)
二十七	国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律(昭和六十三年法律第九十号)第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関する事。	二十七	(同上)
二十八	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する事。	二十八	(同上)

する法律（平成二十八年法律第九号）第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関すること。

二十九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステム（番号利用法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。第二十六条において同じ。）の設置及び管理に関すること。

三十 総務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三十一 前各号に掲げるもののほか、総務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（自治行政局の所掌事務）

第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方自治及び民主政治の普及徹底に関すること（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。

二 国と地方公共団体相互間の連絡調整にかんずること（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。

三 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。

四 地方自治にかかる政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

（新設）

二十九 （同上）

三十 （同上）

（自治行政局の所掌事務）

第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

四 （同上）

- 五 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十一年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。第四十九条第七号において同じ。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 六 公有地の拡大の推進に關する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開發公社及び土地の先買いに關する事務を行うこと。
- 七 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に關し、必要な意見を關係行政機關の長に述べること（自治財政局及び自治稅務局の所掌に屬するものを除く。）。
- 八 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力を行うこと。
- 九 地方自治に關する調査及び研究に關すること。
- 十 地方公共団体の組織及び運営に關する制度の企画及び立案に關すること。
- 十一 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に關する政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 十二 住民基本台帳制度に關すること。
- 十三 番号利用法第七条の規定による個人番号（番号利用法第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四十七条第四号において同じ。）の指定及び通知並びに番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（同号において「個人番号カード」という。）に關すること。
- 十四 住居表示制度に關すること。

- 五 （同上）
- 六 （同上）
- 七 （同上）
- 八 （同上）
- 九 （同上）
- 十 （同上）
- 十一 （同上）
- 十二 （同上）
- 十三 行政手続に關する特定の個人を識別するための番号の利用等に關する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この号及び第四十七条第四号において「番号利用法」という。）第七条の規定による個人番号（番号利用法第二条第五項に規定する個人番号をいう。同号において同じ。）の指定及び通知並びに番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（同号において「個人番号カード」という。）に關すること。
- 十四 （同上）

十五	行政書士に関すること。	十五	(同上)
十六	地方独立行政法人に関すること(自治財政局の所掌に属するものを除く。)	十六	(同上)
十七	地方公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。	十七	(同上)
十八	地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関すること。	十八	(同上)
十九	地方公務員の共済制度及び災害補償制度に関すること。	十九	(同上)
二十	公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に関すること。	二十	(同上)
二十一	最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関すること。	二十一	(同上)
二十二	前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。	二十二	(同上)
二十三	第二十号及び第二十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。	二十三	(同上)
二十四	政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に関すること。	二十四	(同上)
二十五	地方自治に係る基本的な政策の企画及び立案に関すること。	二十五	(同上)
二十六	地方自治に係る政策の企画及び立案、公文書類に関する意見並びに調査及び統計の作成について関係部局(自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。以下同じ。)の調整を図ること。	二十六	(同上)
二十七	地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。	二十七	(同上)
二十八	地方自治に関する情報を処理するため必要な	二十八	(同上)

総務省の情報システムの整備及び管理に関すること。

二十九 地方自治に係る国際協力に関すること。

三十 国地方係争処理委員会、自治紛争処理委員会及び指定都市都道府県勸告調整委員の庶務に関すること。

三十一 地方財政審議会地方公務員共済組合分科会の庶務に関すること。

三十二 中央選挙管理会の庶務に関すること。

三十三 前各号に掲げるもののほか、地方自治法、公職選挙法その他の法律（法律に基づく命令を含む。）

）で総務省に属させられた地方行政並びに第二十号及び第二十一号に掲げられる選挙、国民審査及び投票に関する事務に関すること。

2・3 (略)

(参事官)

第十九条 大臣官房に参事官九人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。

(大臣官房に置く課等)

第二十条 大臣官房に、次の五課及び参事官一人を置く。

秘書課
総務課
会計課
企画課
政策評価広報課

二十九 (同上)

三十 (同上)

三十一 (同上)

三十二 (同上)

三十三 (同上)

2・3 (略)

(参事官)

第十九条 大臣官房に参事官十人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 大臣官房に置く参事官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。

(大臣官房に置く課)

第二十条 大臣官房に、次の五課を置く。

秘書課
総務課
会計課
企画課
政策評価広報課

(参事官の職務)

第二十六条 参事官は、番号利用法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関する事務をつかさどり、又は命を受けて、総務省の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。

附 則

(大臣官房参事官の設置期間の特例)

第八条 第二十条の参事官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

第二十六条 削除

附 則

(大臣官房参事官の設置期間の特例)

第八条 第十九条第一項の参事官のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。